

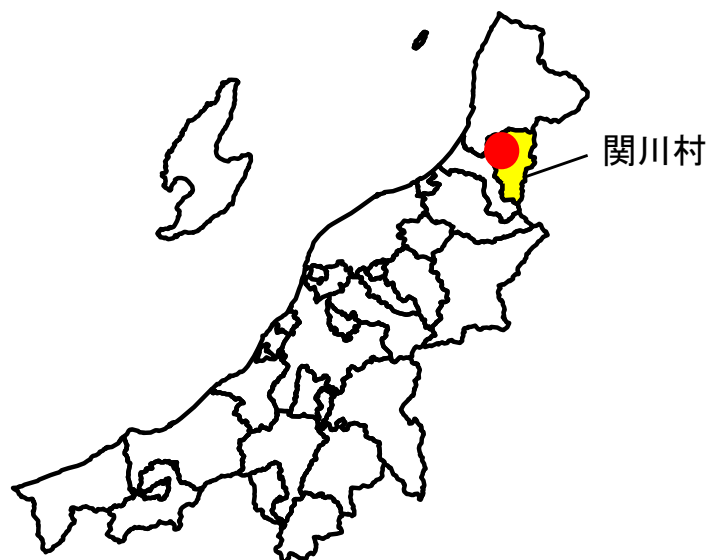
特定都市河川の指定について

【資料1】

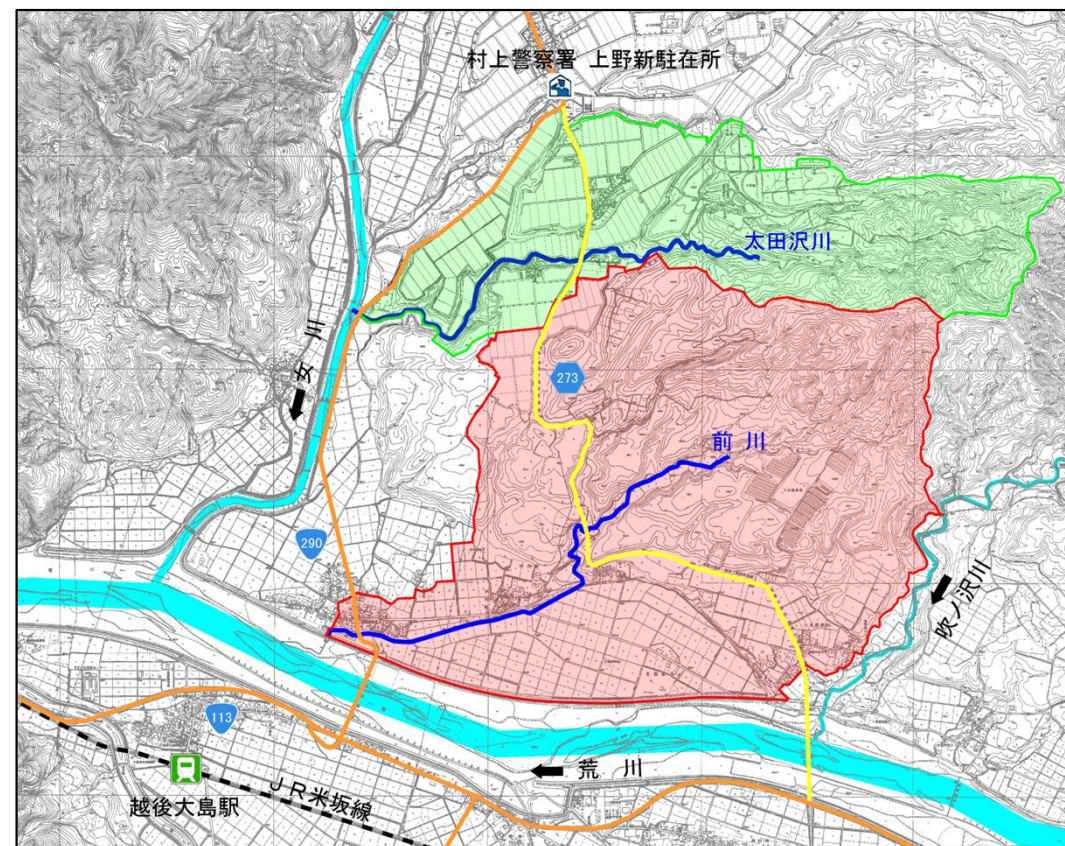
前川・太田沢川流域水害対策協議会
令和7年9月4日（木）

- 前川は、高田地区の東側に位置する山地を水源とし、平野部では農業用水およびその還元水や流域の排水等を集めて平内新地区、高田地区を流れ、荒川に注ぐ流路延長2.4kmの一級河川である。
- 太田沢川は前川と同様の山地の北側を水源とし、平野部では農業用水およびその還元水や流域の排水等を集めて上野原地内を流れ、女川に注ぐ流路延長2.5kmの一級河川である。

位置図



流域図



河川名	延長 (km)	流域面積 (km2)
前川	2.4	3.4
太田沢川	2.5	2.4

凡例

- : 特定都市河川指定
- : 一級河川
- : 特定都市河川流域（前川）
- : 特定都市河川流域（太田沢川）

前川・太田沢川における既往洪水（平成まで）

- 既往最大規模の被害となった昭和42年8月28日に発生した羽越水害等、河川の氾濫による被害が多発
- 平成16年7月の豪雨においても、高田地区で浸水被害が発生している。



高田地区 浸水状況（11.5k付近）

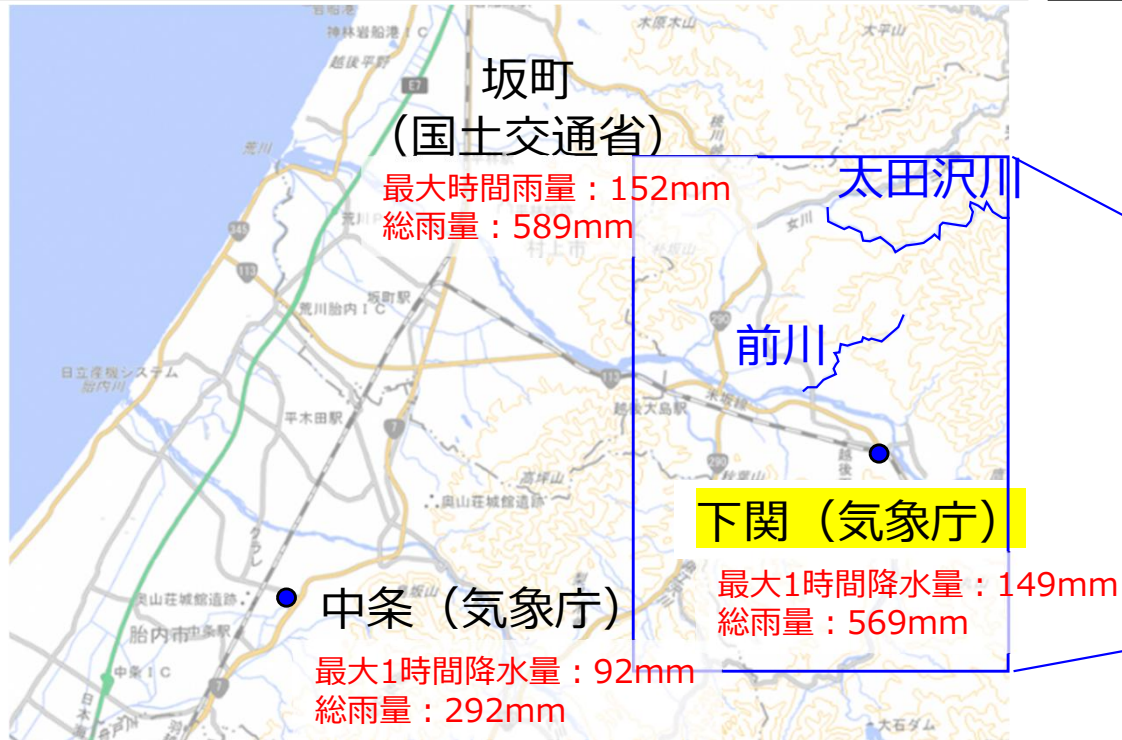


前川（H16. 7）

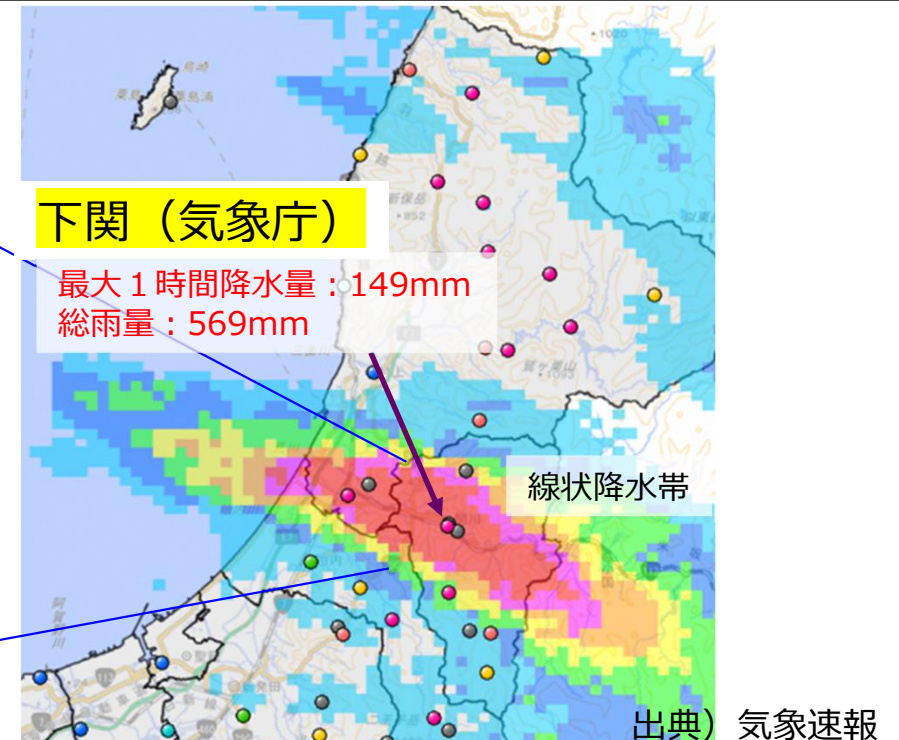
前川・太田沢川における既往洪水（令和4年8月3日からの大雨）

■近年では、令和4年8月3日からの大雨によりJR坂町駅付近等の広範囲において甚大な被害が発生

雨量観測所

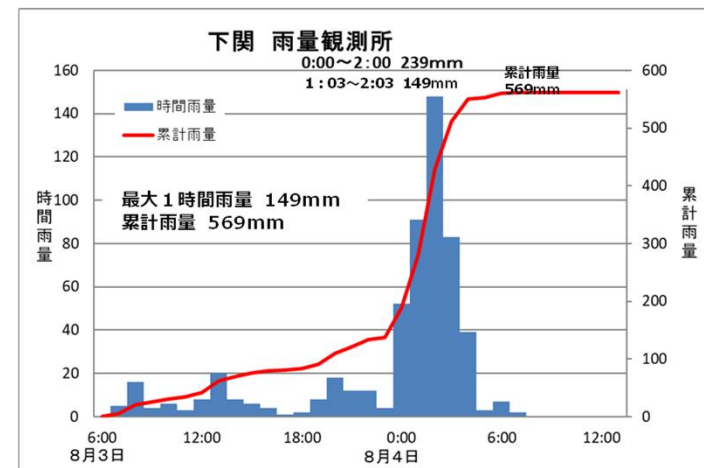


雨雲レーダー (R4.8.4 02:00)



気象状況の概要

- ・ 低気圧が3日に東北地方を横断し、低気圧に伴う前線が4日にかけて北陸地方へ南下して停滞した。
- ・ 低気圧や前線に向かって高気圧の縁を回る空気や、台風第6号を起源とする暖かく湿った空気が流れ込んだため、北日本から西日本では5日にかけて、東北地方と北陸地方を中心に断続的に猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。
- ・ 下関にて観測した最大1時間降水量149mmは、気象庁観測所で県内観測史上最大値（全国第6位）を記録



前川・太田沢川における既往洪水（令和4年8月3日からの大雨）新潟県

- R4.8豪雨の際は、一級河川荒川の水位上昇に伴い、荒川へ接続する前川の溢水や、太田沢川の破堤により、氾濫水が流下したため、浸水被害が発生。
- 一般被害：床上浸水77戸、床下浸水4戸



近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

- 短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられる。さらに今後、気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予測されている。

【平成27年9月関東・東北豪雨】



【平成28年8月台風第10号】



【平成29年7月九州北部豪雨】



【平成30年7月豪雨】



【令和元年東日本台風】



【令和2年7月豪雨】



【令和3年8月の大雨】



【令和4年8月の大雨】



【令和5年7月の大雨】



【令和6年9月の大雨】



「流域治水」の基本的な考え方

～気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策～

気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の施策について

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔県・市、企業、住民〕

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

〔国・県・市・利水者〕

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

〔国・県・市〕

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

〔国・県・市〕

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

〔県・市、企業、住民〕

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

〔国・県・市〕

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段階水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

〔国・県・市〕

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業、住民〕

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業、住民〕

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕

排水門等の整備、排水強化

R7.2更新

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したこと及び令和4年8月豪雨により甚大な被害が発生したことを踏まえ、以下の取組を一層推進していくこととし、荒川等の国管理区域においては、気候変動(2℃上昇)下でも目標とする治水安全度を維持するため、河川整備計画の対象洪水(昭和42年羽越水害の洪水流量の約9割)に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を、安全に流下させることを目指す。
- 気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化、流域の土地利用の変遷に伴う保水・滞水地域の減少等を踏まえ、将来にわたって安全な流域を実現するため、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)の適用を行い、更なる治水対策を推進する。
- 洪水を安全に流下させる治水対策の推進と合わせ、多自然川づくりを推進し、荒川らしい豊かな自然環境を創出する。

- ・災害復旧(河道拡幅、二線堤整備、軸中堤整備等)【新潟県】
- ・災害復旧(河川)【国交省・新潟県・山形県・関川村・小国町】
- ・災害復旧(砂防・治山)【林野庁・新潟県】
- ・河道掘削等【国交省・新潟県・山形県】
- ・堤防整備、堤防強化、河口砂州、支川合流点対策、水衡部対策等【国交省】
- ・乙大目川改修(河道拡幅、堤防整備)【新潟県】
- ・河川改修【村上市】
- ・既存ダム5ダムにおける事前放流等の実施、体制構築【国交省・利水ダム】
- ・砂防設備の整備、除石、流木撤去【国交省・新潟県】
- ・流域流木対策【国交省・林野庁】
- ・治山対策【林野庁・新潟県・山形県】
- ・森林整備対策(間伐、林道整備等)【林野庁・新潟県・森林整備センター】
- ・雨水幹線の整備【村上市】
- ・『田んぼダム』の取組推進【農水省・新潟県・村上市・土地改良区】
- ・ため池の防災水管理【新潟県・山形県・村上市・除内市・関川村】
- ・事業間連携を通じた海岸侵食対策【国交省・新潟県】
- ・気候変動対応のための洪水調節機能の増強【国交省】
- ・BIM/CIM活用による3次元モデルの積極的な活用【国交省】

- ・多段階な浸水リスク情報の充実【国交省・新潟県】
- ・雨水管理総合計画の策定【村上市】
- ・リスクが高い区域における土地利用規制(災害危険区域等)【新潟県・村上市】
- ・災害リスクを考慮した土地適正化計画の作成【小国町】

・ハザードマップ作成周知、マイタイムラインの普及促進、防災教育や防災知識の普及、要配慮者避難確保計画策定【国交省・新潟県・山形県・村上市・胎内市・関川村・小国町・新潟、山形地方気象台・利水ダム】

・中小河川における浸水想定区域図作成【山形県】

・排水計画検討等、林道整備の推進（災害時における代替路機能）【林野庁、山形県】

・災害時等のJETT派遣及び気象支援資料の提供【気象台】

・流域タイムライン運用【国交省・新潟県・村上市・胎内市・関川村・気象台】

・河川監視カメラの設置【山形県】

・コミュニティタイムラインの策定【関川村】

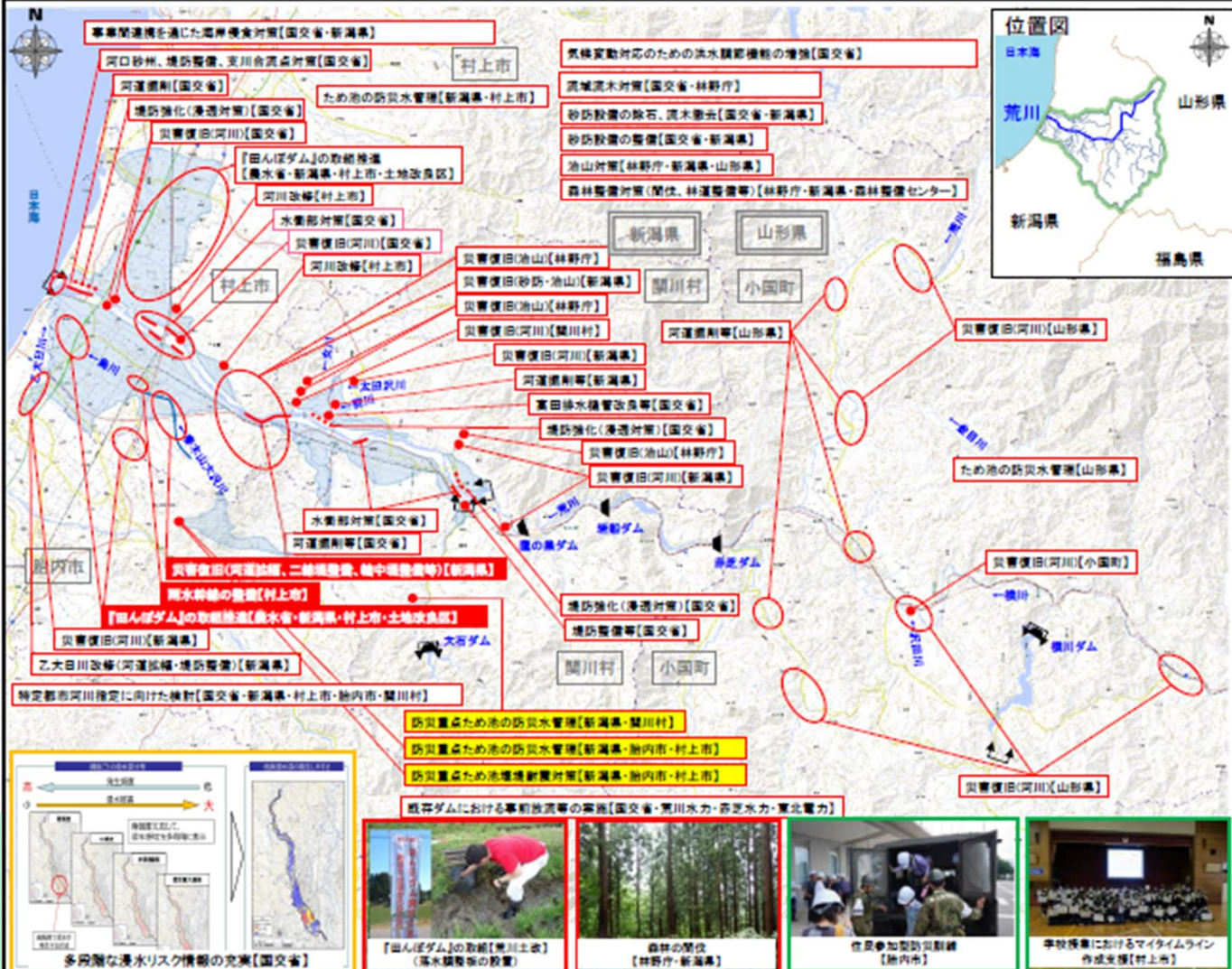
・総合防災訓練の実施【村上市・関川村・小国町】

・水害リスク空白域の解消【新潟県・山形県・村上市・胎内市・関川村・小国町】

・内水浸水想定区域図、内水ハザードマップの作成【村上市・小国町】

・防災アプリの開発・防災無線更新【村上市・胎内市】

・気象情報の充実、予測精度の向上【新潟・山形地方気象台】



- ※ 本図の浸水範囲は、大臣管理区間における荒川本川の氾濫によって生じる範囲を示しており、支川等他区間の氾濫による浸水範囲は含まれていない。
- ※ 災害復旧箇所は、現時点の予定も含め、代表箇所を表示している。
- ※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
- ※ 流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した河川整備対策については、今後の河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。
- ※ 特定都市河川の指定に向けた検討を実施し、上配対策を推進。

凡 例

 浸水範囲（戦後最大の542.8羽越水害実績）

 大臣管理区間

 事前放流の実施ダム

 緊急治水対策プロジェクト

流域治水関連法の活用（特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進）

〔特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〕（令和3年法律第31号）

- **流域治水**を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- **特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大
（国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定）

流域水害対策協議会 計画策定・対策実施
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

＜制度・施策等の活用主体＞

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

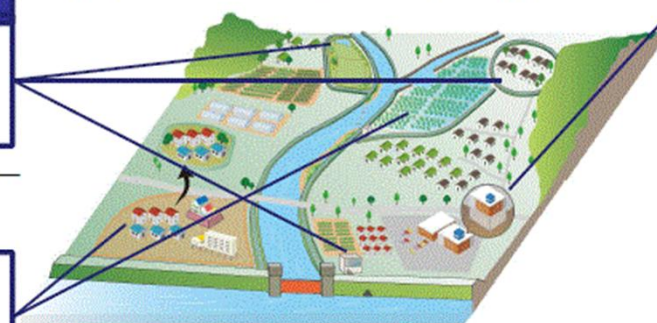
- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- ① **貯留機能保全区域**（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）
 - 指定権者：都道府県知事等
 - 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
 - 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- 対象：公共・民間、一定規模（**1,000m²※**）以上 ※条例で基準強化が可能
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



- ② **浸水被害防止区域**（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）
 - 指定権者：都道府県知事
 - 都市計画法上の**原則開発禁止**
 - 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

- ① **雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - 対象：民間事業者等が整備する施設
 - 規模要件：**≥30m³**（条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能）
 - 支援策：**税制優遇、国庫補助**（補助率1/2）、地方公共団体の**管理協定制**
 - 固定資産税の減税：課税標準を**1/6-1/2**の間で**市町村の条例で定める割合に軽減**（参酌標準1/3）
- ② **国有地の無償貸付又は譲与**
 - 流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

特定都市河川の指定等の状況

■令和7年8月1日時点における特定都市河川指定等の状況

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**33水系403河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:26水系339河川)

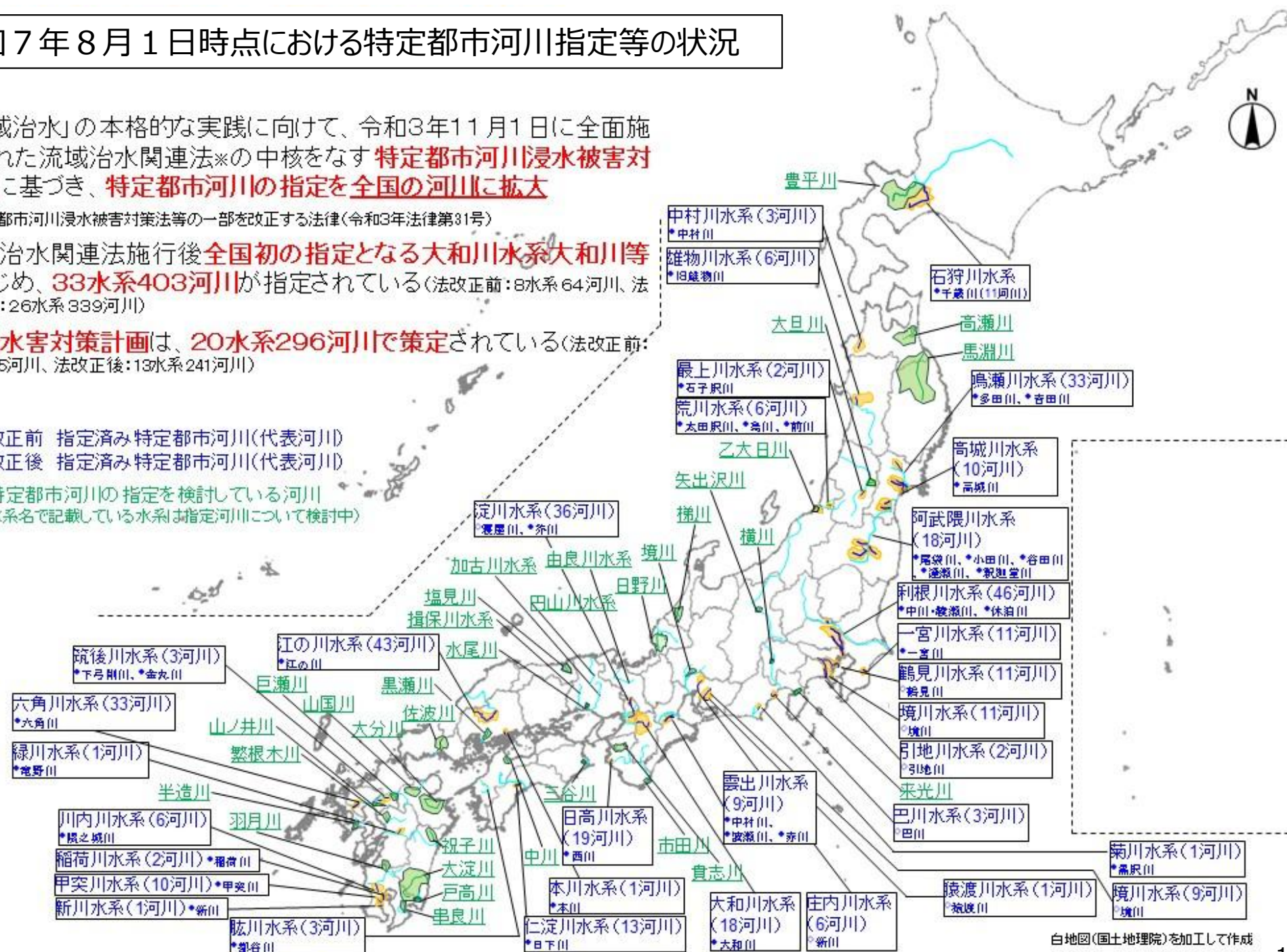
○**流域水害対策計画**は、**20水系296河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:13水系241河川)

【凡例】

◇：法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)

◆：法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)

下線：特定都市河川の指定を検討している河川
(水系名で記載している水系は指定河川について検討中)



白地図(国土地理院)を加工して作成

国交省HPより

前川太田沢川の特定期都市河川指定

河川・流域の基本事項の把握

- 河川及び流域（集水域及び氾濫域）の諸元
河川延長、流域界、下水道の排水区域、流域面積、浸水被害の軽減に資する施設の整備状況
流域内の土地利用（都市計画に関する基礎調査等による資料）、土地利用計画
- 水害実績
水害統計、流域内の地方公共団体等が保有する水害に関する資料
- 沿川の市街化の状況、接続先の河川との関係、河川周辺の地形その他の自然的条件

要件1【都市部を流れる河川】

以下のいずれかの区域を流れる河川か

- 市街化区域
- 役場等の重要施設が立地する区域
- 家屋が連坦する地域の中心部
- その他流域内の人口・資産が集積した区域

YES

NO

要件2【著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ】

水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川か

YES

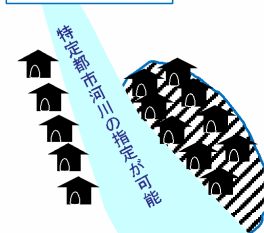
NO

要件3【河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難】

河道・洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が困難な以下のいずれかに該当する河川か

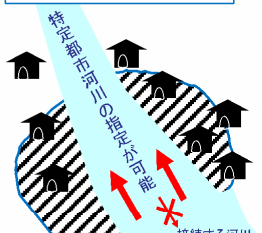
- 流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上であり市街化が著しく進展している河川
- 接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川
- 地形（狭窄部、天井川）や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川

①市街化の進展



流域内の可住地における市街化率が概ね5割以上であり市街化が著しく進展

②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際接続する河川からのバックウォーターや支川からの排水困難

③自然的条件の特殊性



地形（狭窄部、天井川）や地質等により河道拡幅が困難潮位変動の影響により排水困難

NO

YES

特定都市河川の指定による流域治水の推進

特定都市河川の指定に該当しない

前川太田沢川の特定期市河川指定

前川

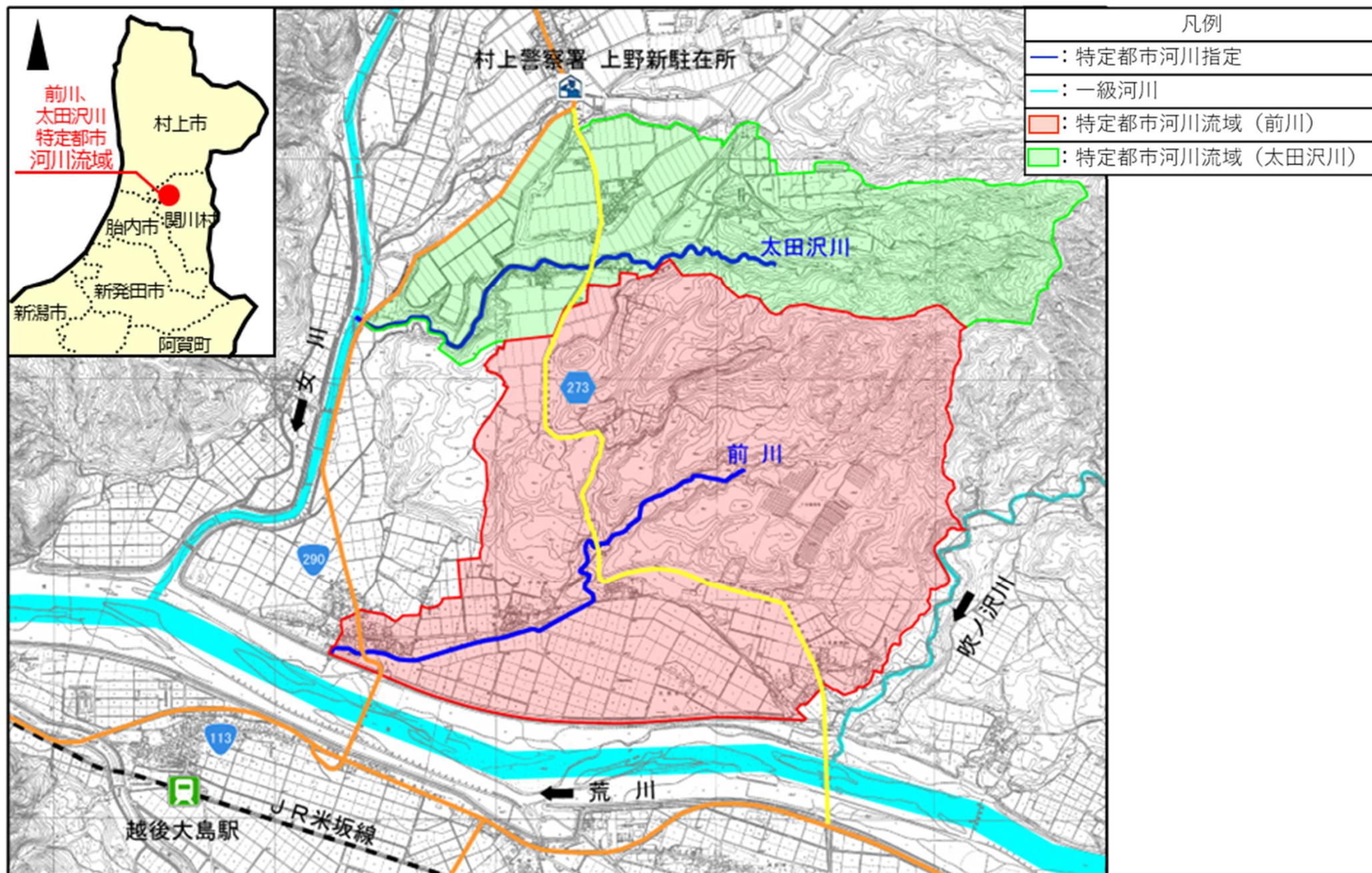
指定要件		評価概要	判定
要件 1		前川は関川村高田地区の人口・資産が集積した区域を流れる河川であり、重要施設として、第2次緊急輸送道路の一般国道290号が存する。	○
要件 2		前川は令和6年6月14日に水防法第14条第2項に基づく洪水浸水想定区域を指定している。	○
要件 3	①	該当なし	×
	②	前川は排水樋管により荒川へ接続する河川であり、荒川の水位上昇時には排水困難となる河川である。	○
	③	該当なし	×

太田沢川

指定要件		評価概要	判定
要件 1		太田沢川は関川村上野原地区の人口・資産が集積した区域を流れる河川であり、重要施設として、第2次緊急輸送道路の一般国道290号が存する。	○
要件 2		太田沢川は令和6年6月14日に水防法第14条第2項に基づく洪水浸水想定区域を指定している。	○
要件 3	①	該当なし	×
	②	該当なし	×
	③	太田沢川は女川合流点から上流の一部区間において天井川という特殊な地形を有している。このため、破堤や越水が発生した際には、氾濫水が河川に戻ることなく流下し、氾濫域である関川村高田地区において浸水被害が発生する。被災ポテンシャルを軽減するためには、天井川区間を解消する必要があるが、国道との交差や農業用水の取水などの制約があり、河床掘削は困難な河川である。	○

前川太田沢川の特定期都市河川指定

■令和7年3月28日に前川・太田沢川を特定都市河川に指定

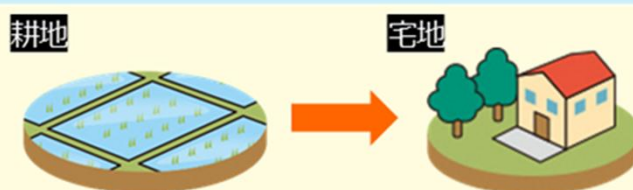


【参考】雨水浸透阻害行為の許可

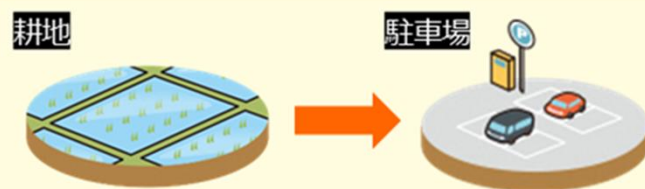
- 特定都市河川流域において、1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めなどにより雨水が地下に浸透しにくくなる行為）を行う場合は県知事の許可が必要
- 開発等により、流出雨水量が増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）を義務付けるもの。

許可が必要な雨水浸透阻害行為の例

例1
「宅地等」に
するために
土地の形質の変更



例2
土地の舗装



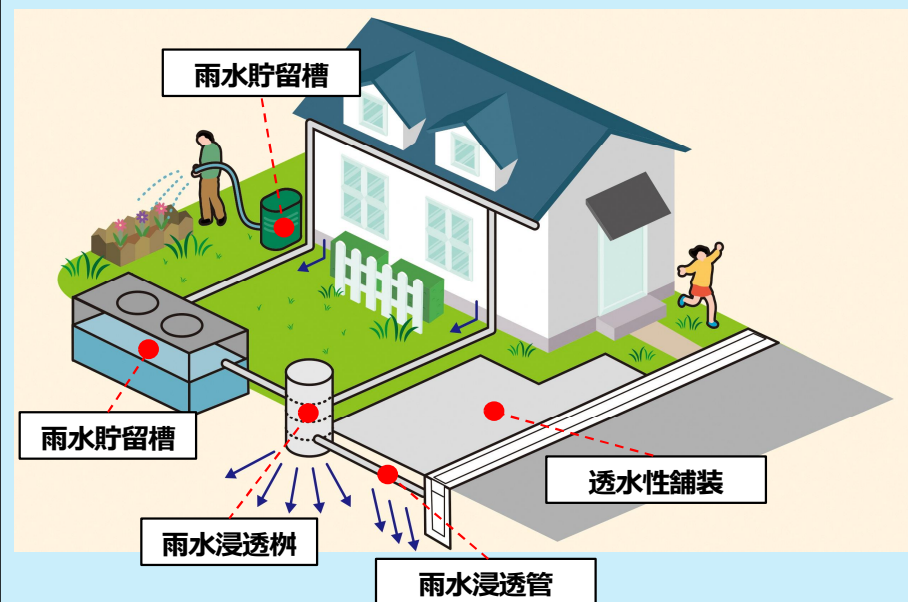
例3
排水施設を伴う
運動場、
ゴルフ場の設置



例4
ローラー等により
土地を締め
固める行為



雨水貯留浸透施設の例



A 雨水貯留槽

地下に雨水を貯留する施設

B 透水性舗装

雨水が地中に浸透しやすい舗装

C 雨水浸透樹

雨水が浸透しやすい材料で作られた樹

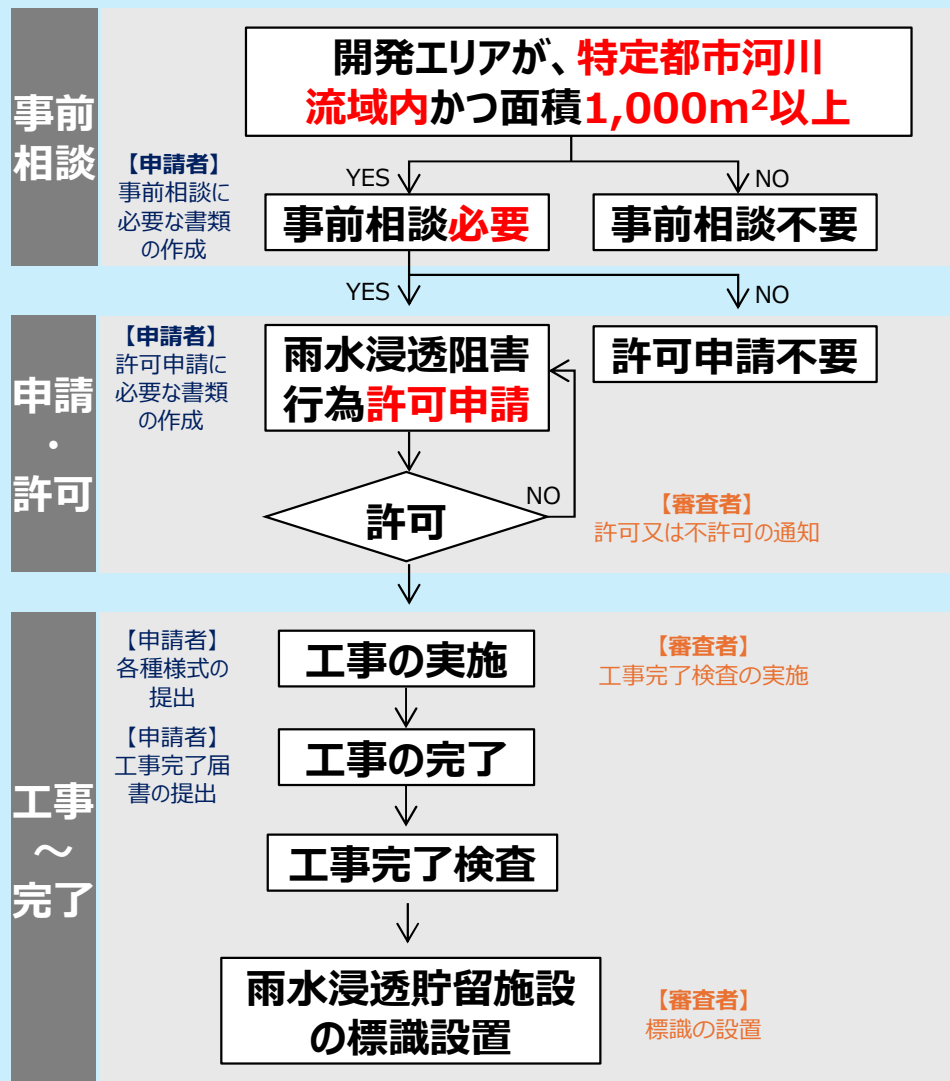
D 雨水浸透管

浸透孔を設けた雨水排水管

【参考】雨水浸透阻害行為の許可

■ 令和7年3月に新潟県河川管理課のホームページにおいて、雨水浸透阻害行為の許可申請マニュアルや様式を公表済（URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kasenkanri/usuisintousogaikoi.html>）

許可申請手続きの流れ



特定都市河川浸水被害対策法における
雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ

令和7年3月
新潟県土木部河川管理課

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域関係者が共同して「流域水害対策計画」を策定する。
- 県知事が指定した特定都市河川の流域においては、流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する流域水害対策協議会を設置することができる。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

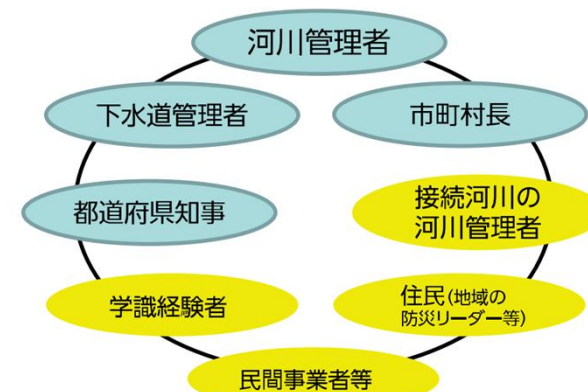
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、
概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、
「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○：流域水害対策計画策定主体

(協議会設置)

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重